

## 報告第 13 号

### 臨時代理した事件(名張市通学路交通安全推進会議委員の委嘱及び任命)の承認について

名張市通学路交通安全推進会議設置要綱(平成27年教育委員会告示第6号)第3条の規定に基づく名張市通学路交通安全推進会議委員の委嘱及び任命については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 4年 6月 6日報告

名張市教育委員会  
教育長 西山 嘉一

## 令和4年度 名張市通学路交通安全推進会議委員の委嘱及び任命について

任期 令和3年4月1日～令和5年3月31日

	氏名	所属団体・役職等	備考	委嘱・任命 年月日(当初)
1号委員	上田 透	近畿大学工業高等専門学校准教授	学識経験者	平成31年4月1日
2号委員	佐藤 栄子(解嘱) 時枝 民生(委嘱)	名張市地域づくり代表者会議	地域づくり代表者	令和4年4月1日
3号委員	藤原 真也	名張市PTA連合会	保護者代表	令和3年4月1日
4号委員	根本 健(解任) 廣岡 茂斉(任命)	桔梗が丘南小学校長 桔梗が丘小学校長	学校代表 (名張市小中学校校長会)	令和4年4月1日
	中森 早苗(解任) 藤山 正道(任命)	名張中学校長 南中学校長		令和4年4月1日
5号委員	伊藤 和昭	三重県伊賀建設事務所 保全室 保全課長	県の関係機関	令和3年4月1日
6号委員	野原 真太郎(解嘱) 山村 典史(委嘱)	名張警察署 交通課長	警察署	令和4年4月1日
7号委員	谷本 浩司	名張市都市整備部長	市の職員	平成29年4月1日
	宮崎 正秀(解嘱) 山本 有志(委嘱)	名張市地域環境部長		令和4年4月1日

(設置)

**第1条** 名張市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）における通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本方針（以下「基本方針」という。）の策定及び見直しを行うとともに、基本方針に基づく取組を継続的に推進するため、名張市通学路交通安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本方針の策定及び見直し
- (2) 通学路の危険箇所の把握に関すること。
- (3) 通学路の危険箇所に対する対策に関する協議を行うこと。
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡調整及び情報交換を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、通学路の交通安全に関し教育委員会が必要と認めること。

(組織)

**第3条** 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域づくり代表者会議の構成員（代表者又は代表者から委任を受けた者に限る。）
- (3) 小中学校の児童又は生徒の保護者（その代表者又はその代表者から委任を受けた者に限る。）
- (4) 小中学校の校長（その代表者又はその代表者から委任を受けた者に限る。）
- (5) 県の関係行政機関の職員
- (6) 名張警察署の職員
- (7) 市の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。ただし、委員に補欠が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項及び附則第2項の規定にかかわらず、前条第2項各号（第1号及び第8号を除く。）に規定する職若しくは地位（以下この項において「職等」という。）にある者が委員に任命され、又は委嘱された場合であつて、前項に定める任期が満了するまでの間に当該職等にある者でなくなった場合における当該者の委員の任期は、当該職等にある期間とする。

(会長等)

**第5条** 推進会議には、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 推進会議の庶務は、教育委員会教育総務室において処理する。

(補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(最初に任命され、又は委嘱される委員の任期)

- 2 この要綱の施行後最初に任命され、又は委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月20日から平成29年3月31日までとする。